

疑義照会（回答）票

照会日 19年 5月14日

事務局名 島根社会保険事務局

照会責任者 保険課長 及川 裕

照会担当者 企画係員 大蘆 宏樹

連絡先 [REDACTED]

(案件)

(コード番号) 070514-043	現物給与の標準価額について
-----------------------	---------------

(内容)

健康保険組合の設立されている事業所において住宅が供与され、その価額につき当該健康保険組合が規約で別段の定めをしている場合の厚生年金保険における標準価額の算定について。

(事務局の見解(回答案))

健康保険においては、健康保険法第46条第2項により、健康保険組合の管掌する被保険者について、当該健康保険組合が規約をもって別に現物給与の標準価額を定めることができることとされている。

一方、厚生年金保険法(旧法)においては、厚生年金保険及び健康保険における標準報酬を一致させるために、健康保険の組合員である被保険者の属する健康保険組合が規約によって定めた標準価額によることが認められていたようであるが、昭和29年5月改正後の現行の厚生年金保険法の施行にあたって、現物給与の価額は、健康保険組合の組合員である被保険者についても、常に都道府県知事【現行:社会保険庁長官(厚生年金保険法施行令第1条第12号により社会保険事務局長に権限委任)。以下、同じ。】が定めることとされ(昭和29年8月11日付け保険発第66号)、また、保険者が政府のみである厚生年金保険にあっては、現物給与の価額を定める都道府県知事の告示において組合管掌の被保険者につき例外を認めることは許されないものとされたところである(昭和29年9月16日付け保険発第226号)。

したがって、厚生年金保険においては、被保険者が同時に組合管掌の健康保険の被保険者であって、その者の属する健康保険組合が規約をもって現物給与の標準価額を定めている場合であっても、これと関係なく、その者の現物給与の価額は、社会保険事務局長が定めた標準価額によることとなるため、同一の事業所における同一の被保険者について、健康保険と厚生年金保険で、2つの異なった報酬月額が算定されることにより、異なった標準報酬月額の等級に該当するものとして決定がなされることがあっても、止むを得ないものと思料される。

回答日 20年10月27日

回答管理責任者 年金保険課課長補佐 矢口 明

回答担当者 厚生年金保険指導係 村上 泰史

マニュアル掲載

要・ 否

周知徹底

要・ 否

(回答)

貴局見解どおり。

厚生労働大臣は、職務の執行の権利を有する
又は改正について立候を打つ場合に
は、社会保険審議会の意見を聽くもの
とする。

(定期決定)

第四十一条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準
報酬月額は、その年の九月から翌年の
八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 第一項の規定は、六月一日から七月
一日までの間に被保険者の資格を取得
した者及び第四十三条第一項の第三条
の二の規定により四月から九月までの
いずれかの月から標準報酬月額を改定
され、又は改定されるべき被保険者に
ついては、その年に限り適用しない。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第四十二条 保険者は、被保険者の資格
を取得した者があるときは、次に掲げ
る額を標準報酬月額として、標準報酬月
額を決定する。

一 日、週その他一定期間によつて報
酬が定められる場合には、被保
険者の資格を取得した月前一月間に
当該事業所で規定にかかわらず、次
の各号に掲げる額のうちいすれか少な
い額をもつて、その者の標準報酬月額
とする。

二 前年一月から三月までの標準報
酬月額について、前々年の九月
三十日における当該任意継続被保険
者の資格を喪失したときの標準報酬月
額を標準報酬月額の基礎となる報
酬月額とみなしたときの標準報酬月
額。

(届出 届出等)

48 第四十八条 適用事業所の事業主は、厚
生労働省令で定めるところにより、被
保険者の資格の取得及び喪失並びに報
酬月額及び賞与額に関する事項を保険
者に届け出なければならない。

(通知)

49 第四十九条 厚生労働大臣は、第三十三
条第一項の規定による認可を行つたと
きも、その旨を当該事業主に通知する
ものとし、保険者は、第三十九条第一
項の規定による確認又は標準報酬月
額及び標準賞与額の基礎となる報
酬月額を標準報酬月額の基礎となる報
酬月額とみなす。

(届出 届出等)

50 第五十条 保険者は、前項の規定
による届出があつた場合において、そ
の届出の通知をすることでべき事項
においては、同項の通知に代えて、その通
知しなければならない。

51 第五十一条 保険者は、第一項の規定
によつて届出があつた場合において、そ
の届出の通知をすることでべき事項
においては、同項の通知に代えて、その通
知しなければならない。

52 第五十二条 保険者は、第一項の規定
によつて届出があつた場合において、そ
の届出の通知をすることでべき事項
においては、同項の通知に代えて、その通
知しなければならない。

(届出 届出等)

53 第五十三条 保険者は、前項の規定
によつて届出があつた場合において、そ
の届出の通知をすることでべき事項
においては、同項の通知に代えて、その通
知しなければならない。

(届出 届出等)

54 第五十四条 保険者に係る家族療養費
及び高額介護合算療養費

(健康保険組合の附加給付)

55 第五十五条 保険者は、前項の規定
によつて届出があつた場合において、そ
の届出の通知をすることでべき事項
においては、同項の通知に代えて、その通
知しなければならない。

(確認の請求)

56 第五十六条 保険者は、被保険者であ
つた者は、いつでも第三十九条第一
項の規定による標準報酬月額の決定
がなされたときの標準報酬月額を請求
する。

(届出 届出等)

57 第五十七条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準
報酬月額は、その年の八月(六月一日から
十二月三十一日までの間に被保険者の
資格を取得した者については、翌年の
八月)までの各月の標準報酬月額とする。

(改定)

58 第四十三条 保険者は、被保険者が現に
使用される事業所において継続した三
ヶ月間(毎月とも、報酬月額の基礎とな
った月数とし、十七日以上でなければな
らない)に受けた報酬の総額を三で
除して得た額が、その者の標準報酬月
額の基礎となつた報酬月額に比べて、
著しく高値を生じた場合において、必
要があると認めるときは、その額を報
酬月額として、その著しく高値を生じ
た月の翌月から、標準報酬月額を改定
する。

(前項の規定によつて改定された標準
報酬月額の算定)

59 第四十四条 保険者は、被保険者の報酬
月額を定めることにより保険者に限
るものとし、かつ、報酬支払の基礎と
なつた日数が十七日未満である月が
なつた月数とし、その月を除く)に受けた
月の翌月からその年の八月(六月一日から
十二月三十一日までの間に被保険者の
資格を取得した者については、翌年の
八月)までの各月の標準報酬月額とする。

(報酬月額の算定の特例)

60 第四十五条 保険者は、被保険者の報酬
月額が、第一項第一号に規定する標準
報酬月額によつて改定された標準報酬
月額とし、その月を除く)に受けた月の
翌月からその年の八月(六月一日から
十二月三十一日までの間に被保険者の
資格を取得した者については、翌年の
八月)までの各月の標準報酬月額とする。

(報酬月額の算定の特例)

61 第四十六条 保険者は、被保険者の報酬
月額が、第一項第一号に規定する標準報酬
月額によつて改定された標準報酬月
額とし、その月を除く)に受けた月の
翌月からその年の八月(六月一日から
十二月三十一日までの間に被保険者の
資格を取得した者については、翌年の
八月)までの各月の標準報酬月額とする。

(報酬月額の算定の特例)

62 第四十七条 保険者は、被保険者の標準報酬
月額について、第四十一条から第
四十四条までの規定にかかわらず、次
の各号に掲げる額のうちいすれか少な
い額をもつて、その者の標準報酬月額
とする。

(被保険者の資格喪失による標準報酬月額)

63 第四十八条 保険者は、被保険者の標準報酬
月額について、第四十一条から第
四十四条までの規定にかかわらず、次
の各号に掲げる額のうちいすれか少な
い額をもつて、その者の標準報酬月額
とする。

(被保険者の資格喪失による標準報酬月額)

64 第四十九条 厚生労働大臣は、第三十三
条第一項の規定による認可を行つたと
きも、その旨を当該事業主に通知する
ものとし、保険者は、第三十九条第一
項の規定による確認又は標準報酬月
額及び標準賞与額の基礎となる報
酬月額を標準報酬月額の基礎となる報
酬月額とみなす。

(通知)

65 第五十条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

66 第五十二条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

67 第五十三条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

68 第五十四条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

69 第五十五条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

70 第五十六条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

71 第五十七条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

72 第五十八条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

73 第五十九条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

74 第六十条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

75 第六十一条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

76 第六十二条 保険者は、被保険者が毎年
七月一日現に使用される事業所において
同日前三月間(その事業所で継続し
て使用された期間に限るものとし、か
つ、報酬支払の基礎となつた日数が十
七日未満である月があるときは、その
月を除く)に受けた報酬の総額をそ
の期間の月数で除して得た額を報酬月
額として、標準報酬月額を決定する。

(改定)

205

の提出により、又は被保険者からの確認の請求（法第三十一条第一項、規則第十二条）に基いて行うべきであるが、これらの届出又は請求がなくとも職權で行うことができ、任意単独被保険者の認可及びその取消の認可、適用事業所の取消の認可並びに第四種被保険者については、行わないものであること。

二 被保険者期間

被保険者期間の計算方法は、従来どおりであり、戦時加算も、そのまま認められている（法附則第二十四条）こと。

三 標準報酬

標準報酬は、最低三、〇〇〇円から最高一八、〇〇〇円まで十

二等級となつたこと。

現物給与の価額は、健康保険組合の組合員である被保険者についても、常に都道府県知事が定めることとなつた（法第二十五条）ほか、報酬月額の算定並びに標準報酬の決定及び改定については、従来どおりであること。この場合、現物給与の価額の決定に際しては、健康保険組合と緊密な連絡をとることが望ましいこと。

4 第四種被保険者の標準報酬は、その者につき、法第九条又は第十一条第一項の規定による被保険者として最後に決定され、又は改定された標準報酬によるものとし（法第二十六条、年金額に定額部分をとりいたれた関係上、逆選択を防ぐ意味から、減額申請は、廢止されたこと）。

四 届出、記録等

資格、標準報酬等に関する事業主の届出義務の法律的根拠を明らかに

1 事業主は、それをさらに本人に通知しなければならず（法第二十九条第二項）、また、審査の請求

期間六十日の起算日を明らかにするため、本人に通知した日を明らかにすることができる書類（具体的には、都道府県知事からの通知書を本人に呈示した日を通知書に記載し、又は通知書の内容

を掲示し、その掲示した日を記載する程度でよい）を作成しなければならない（規則第二十五条第一項）ので、この点、関係各事

第三 保険給付に関する事項

一 通則

1 保険給付の裁定

得及び喪失並びに被保険者の種別の変更について、確認の請求を認めた（法第三十一条第一項）こと。従つて、事業主から届出のない場合には確認の請求ができる旨を、被保険者又は被保険者であつた者に周知徹底せしめられたいこと。

2 保険給付に関する事項

保険給付を受ける権利の裁定がはつきりと規定され、その権限は、都道府県知事に委任されている（法第三十三条、令第一条第一号）こと。この裁定は、給付額の計算、廃疾認定等を含むものであり、老齢年金裁定請求書（規則第三十条）、障害年金障害手当金裁定請求書（規則第四十四条）、遺族年金裁定請求書（規則第六十一条）又は脱退手当金裁定請求書（規則第七十七条）の提出について行うものであること。

3 基本年金額及び加給年金額

脱退手当金以外の給付の額は、基本年金額を基礎として定められ、定額部分（二万四千円）と報酬比例部分（平均標準報酬月額×千分の五×被保険者期間）とから構成されていること。基本年

金額については、報酬比例部分を計算する際に、被保険者期間が二十年未満であれば二十年とみな（障害給付及び遺族給付に限る。法第三十四条第二項、第四十三条第二項）、被保険者期間が二十

年以上でその一部が第三種被保険者としての被保険者期間であれば、第一種被保険者であった期間と第三種被保険者であった期間とにつきそれぞれ別に計算のうえ合算し（法第三十四条第三

29年8月11日付け通知

かにし（法第二十七条）、また、被保険者台帳を法定化するとともに、保険給付のための記録を都道府県知事に義務づけ（法第二十八条、令第二条及び第三条、規則第七十九条、さらにその記録を審査の請求を経て、なるべく早く確定するために、その内容を事業主と被保険者とに通知しなければならない（法第二十九条、規則第八十条及び第八十三条）こと。同じ趣旨から、届出又は請求者の請求に係る事実がないと認めた場合にも、届出者又は請求者に通知する（法第三十条及び第三十一条第二項、規則第八十条及び第八十三条）こと。

1 都道府県知事から通知を受けた事業主は、それをさらに本人に通知しなければならず（法第二十九条第二項）、また、審査の請求

期間六十日の起算日を明らかにするため、本人に通知した日を明らかにすることができる書類（具体的には、都道府県知事からの通知書を本人に呈示した日を通知書に記載し、又は通知書の内容

を掲示し、その掲示した日を記載する程度でよい）を作成しなければならない（規則第二十五条第一項）ので、この点、関係各事

2 通知に代えて公告しなければならない場合（法第二十九条第四項又は第五項）には、必ずしも屋外に公告する必要はない、屋内

の出入自由な場所において必要事項を記載した書類を自由に閲覧させる等の方法によつてもよいこと。この場合においては、その旨を屋外に掲示しておこうことが望ましいこと。

3 保険料の徴収権の消滅した期間に関する保険給付の制限（法第七十五条）の前提として、被保険者自身に、被保険者の資格の取

得（昭和二十五年法律第六十一号）によつて端数処理ができるようになつた（法第三十五条）ので、年金証書（規則第八十二条）にも、円単位まで記入すればよいこと。また、年金の支払は、年金支払請求書に基いて行われる（規則第三十五条、第五十一条、第六十八条）ものであること。

4 未支給年金

この法律による保険給付を受ける権利は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百九十六条但書にいう一身専属権であり、

本人のみが請求できる性質のものであるけれども、年金たる保険給付に限り、この法律の目的の見地から、本人が死亡した場合は、例外として、未支給の分について一定範囲の配偶者と子にも

請求権を認めた（法第三十七条第一項、規則第四十二条、第五十八条又は第七十五条）ものであること。この場合において、本人がまだ保険給付の裁定を請求していなかつたときであつても、未支給年金を請求することができる（法第三十七条第二項、規則第四十二条後段、第五十八条後段又は第七十五条後段）こと。

○健康保険法の一部を改正する法律、厚生年金保険法の一部を改正する法律及び船員保険法の一部を改正する法律の施行について

(昭和二十九年八月二八日保険局長から各都道府県知事あて通達) 第一 (健康保険法及び厚生年金保険法関係) の一、三の二へ一頁照)

○厚生年金保険法の施行について

(昭和二十九年八月二八日保険局長から各都道府県知事あて通達) 第二 (標準報酬) の一、二、三 (六頁参照)

○厚生年金保険法の施行について

(昭和二十九年八月二八日保険局長から各都道府県知事あて通達) 第三 (標準報酬) の一、二、三 (六頁参照)

○厚生年金保険における現物給与の標準価格について

標記の件については、さきに昭和二十九年八月十三日保険法第二〇一号をもつて指示したところであるが、ややもすれば一部健康保険組合から組合管掌被保険者につき特例を認めよとの要求がなされることがあるので、左記の趣旨にのつとり措置されるよう重ねて通知する。

記

厚生年金保険法第二十五条において、現物給与の価額を定めるのは都道府県知事であると規定し、旧法のような健康保険組合についての特例を認めなかつたのは同一都道府県内において一切の負担の不均衡を排除するためである。(各地方の時節に応じて差異が生ずるのは別問題として) 従つて、保険者が政府のみである厚生年金保険にあつては、現物給与の価額を定める都道府県知事の告示において組合管掌の被保険者につき例外を認めるとは許されない。なお、昭和二十九年八月十三日保険法第二〇一号「現物給与の標準価額について」中「健康保険組合と緊密な連絡をとられたい」とあるのは、標準価額を決定するに際して各健保組合の現物給与の価額の実状をも加味して判断されたいという意味であるから、念のため申し添える。

○厚生年金保険法における賃金の範囲について

(昭和二十九年一〇月八日保険局長から、佐世保船工業健康保険組合理事長あて回答)

昭和二十九年七月十四日佐船工保第六一號をもつて照会された標記について、左記のとおり回答する。

日直又は宿直等は、労務を前提として存在するものである。従つて、これらに対する手当も厚生年金保険法第三条第一項第五号にいう報酬に含めるのが妥当であると解される。

所得税では、手続の便宜上少額のものを無視する立場をとつており、失業保険もこれにならつては、労災保険では厚生年金保険と同じ立場をとつては、厚生年金保険では、保険料及び給付額の計算に際し標準報酬制をとつては、少額のものであつても、手続上大きな不便を生ずることはないのである。

厚生年金保険法における賃金の範囲について

(昭和二十九年七月四日佐船工保第六一號をもつて回答)

首題の件につき左記の点に疑惑がありますので何分の回答方御願いいたします。

記

一 厚生年金保険法第三条五号の規定による賃金に少額の日直宿泊料を

含むや否や。

イ、当地社会保険出張所では、先般熊本での本直よりの講習会の指示に依り賃金中に含むとの見解であります。

ロ、現行の所得税法(一月より)失業保険料(四月)より実費償還的な内容をもつ之等のものには含まれておりません。

ハ、失業法については法文的内容において厚生年金保険法と同一法文でありますながら労働省との解釈相違は事業主として困惑すべき点があります。

○現物給与の取扱いについて

(昭和二十九年八月二五日保険局長から、大阪府民健康保険課長あて回答)

八月八日付三一保険第三一四九で号照会のあつた標記については、從前どおり知事の定める額から本人負担分を控除したものを現物給与額として取り扱われたい。

現物給与の取扱いについて

健康保険並びに厚生年金保険の被保険者が受けた報酬のうち通貨以外のもので支払われる所謂現物給与のうち、食事の給与について、その必